

食品関連事業者の皆様(食品の製造、加工、輸入、販売を業とする方)へ

平成27年4月1日に食品表示法が施行されました

消費者に販売する加工食品、添加物には、

「熱量及びたんぱく質、脂質、炭水化物の量、食塩相当量」

を容器包装に分かりやすく表示してください

生鮮食品や業務用食品(加工食品、添加物)にも同様の表示が必要な場合があります

食品表示法は、JAS 法、食品衛生法、健康増進法に従来からあった食品表示に関する規定を引き継ぐものです。食品関連事業者が、消費者に「加工食品」や「添加物」を販売する場合は、「『熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量』の5項目全てを容器包装に分かりやすく表示する*」ことが義務付けられました。

*栄養成分表示の基本様式

経過措置期間(最長5年間。下表参照。)を過ぎると、原則、栄養成分表示のない「加工食品」や「添加物」を消費者に販売できません。

食品表示法及び関係法令等を確認し、製造、加工、販売、輸入する食品1つ1つについて、栄養成分表示の義務があるかどうかを確かめて、新しい基準に従った表示にしてください。

栄養成分表示 食品単位当たり	
熱量	●●kcal
たんぱく質	△△g
脂質	▲▲g
炭水化物	■■g
食塩相当量	□□g

■栄養成分表示の義務があるかどうかは、「『誰が』『何を』販売するか」で判断します■

『何を』販売するか	『誰が』販売するか		
	食品関連事業者	食品関連事業者以外	
容器包装入り加工食品 (経過措置: 平成32年3月31まで)	一般用 		規 定 は あ り ま せ ん
	業務用 		
生鮮食品	一般用 	(経過措置:平成28年9月30日まで)  (経過措置:なし)	規 定 は あ り ま せ ん
	業務用 		
容器包装入り添加物 (経過措置: 平成32年3月31まで)	業務用以外 		規 定 は あ り ま せ ん
	業務用 		

(参考)食品表示基準第3条第1項、第12条、第21条、第26条、第32条第1項、第34条第2項、附則第4条、附則第5条

○印:裏面(1)に当てはまる場合を除き、容器包装に栄養成分表示をしてください。

△印:裏面(2)に当てはまる場合は、容器包装、送り状、納品書等、規格書等に栄養成分表示をしてください。

食品関連事業者の皆様(食品の製造、加工、輸入、販売を業とする方)へ

(1)食品関連事業者が販売する場合に、栄養成分表示を **省略** できるもの。

* 栄養表示をする場合、特定保健用食品、機能性表示食品は、省略不可。栄養成分表示が必須。

『何を』販売するか	容器包装入り 一般用加工食品	次のいずれかの場合は、栄養成分表示を 省略 できる <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 容器包装の表示可能面積がおおむね 30cm² 以下 <input type="checkbox"/> 酒類 <input type="checkbox"/> 栄養の供給源としての寄与の程度が小さい <input type="checkbox"/> 極めて短い期間で原材料が変更される <input type="checkbox"/> 消費税を収める義務を免除される事業者が販売する <input type="checkbox"/> 小規模企業者が販売する(当面の間) 次のいずれかの場合は、栄養成分表示は 不要 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 食品の製造及び加工場所で販売する <input type="checkbox"/> 不特定多数の者に譲渡(販売は除く)する
	容器包装入り 添加物(業務用を除く)	次のいずれかの場合は、栄養成分表示を 省略 できる <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 容器包装の表示可能面積がおおむね 30cm² 以下 <input type="checkbox"/> 栄養の供給源としての寄与の程度が小さい <input type="checkbox"/> 消費税を収める義務を免除される事業者が販売する <input type="checkbox"/> 小規模企業者が販売する(当面の間) 次の場合は、栄養成分表示は 不要 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 不特定多数の者に譲渡(販売は除く)する

(参考)食品表示基準第3条第3項、第5条第1項、第32条第5項、第33条第2号、附則第6条

(2)食品関連事業者が販売する場合に、任意表示の規定が適用され、栄養成分表示が **必要** なもの

			1つ以上当てはまる場合は、栄養成分表示が 必要 になる
『何を』販売するか	容器包装入り 業務用加工食品	容器包装、送り状、納品書等、規格書等に、	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 「栄養成分及び熱量」の表示があるもの <input type="checkbox"/> 「ナトリウムの量」の表示があるもの
		容器包装に、	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 「栄養成分及び熱量」の表示があるもの <input type="checkbox"/> 「ナトリウムの量」の表示があるもの <input type="checkbox"/> 「栄養機能食品に係る栄養成分の機能」の表示があるもの <input type="checkbox"/> 「栄養成分の補給ができる旨」の表示があるもの <input type="checkbox"/> 「栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨」の表示があるもの
	生鮮食品	容器包装、送り状、納品書等、規格書等に、	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 「栄養成分及び熱量」の表示があるもの <input type="checkbox"/> 「ナトリウムの量」の表示があるもの
容器包装入り 業務用添加物		容器包装に、	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 「栄養成分及び熱量」の表示があるもの <input type="checkbox"/> 「ナトリウムの量」の表示があるもの

(参考)食品表示基準第12条、第21条、第26条、第34条第2項

このほかにも、表示する栄養成分の種類や順番、文字の大きさ、認められる誤差の範囲などが細かく規定されています。

食品の栄養成分表示についての質問・相談は、以下の表①の窓口で受け付けています。貴社で取り扱う食品に表示義務があるかどうか、表示方法の詳細など、分からることはお尋ねください。

なお、品質事項(原材料名、原料原産地名等。旧JAS法)、衛生事項(食品添加物、アレルギー物質等。旧食品衛生法)の表示についても、以下の表②の窓口でご相談を受け付けています。

(土日、祝日、年末年始を除く 8:30～17:15)

①保健事項の表示(栄養成分表示等)	②品質事項、衛生事項の表示
鳥取市保健所(鳥取市富安2丁目104-2さんか会館2階) 電話0857-22-5695 ファクシミリ0857-22-5669	鳥取市保健所(鳥取市立川6-176) 電話0857-20-3677 ファクシミリ0857-20-3687
中部総合事務所福祉保健局(倉吉市東巖城町2) 電話0858-23-3146 ファクシミリ0858-23-4803	中部総合事務所生活環境局(倉吉市東巖城町2) 電話0858-23-3157 ファクシミリ0858-23-3266
西部総合事務所福祉保健局(米子市東福原1-1-45) 電話0859-31-9319 ファクシミリ0859-31-1392	西部総合事務所生活環境局(米子市糀町1-160) 電話0859-31-9321 ファクシミリ0859-31-9333

* 来所によるご相談の際には、事前に窓口までご連絡をお願いします。なお、ご相談内容に対する回答等には、時間を要する場合がありますのでご承知ください。